の申出時や育児休業後の復帰時、所定労働時間の短縮措置や法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置の利用期間中等においても、定期的に面談等を実施することが望ましいこと。

十の三　子を養育する船員及び家族を介護する船員に対して措置を講ずるに当たっての心身の健康への配慮に関する事項

子を養育する船員及び家族を介護する船員に対し短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置や陸上勤務の措置を講ずるに当たっては、長時間労働等により心身の健康に不調が生じることのないよう、当該船員について事業主が配慮を行うことや、船員自身による心身の健康保持を促すことが望ましいこと。例えば、適正な労務管理をすること、面談を実施し船員の健康に関する状況を把握し配慮すること等が考えられること。

十の四　（略）

十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項

法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する則第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　（略）

㈡　イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠に掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　制度等

①　育児休業（則第三十二条の十三第一号関係）

②　介護休業（則第三十二条の十三第二号関係）

③　子の看護等休暇（則第三十二条の十三第三号関係）

④　介護休暇（則第三十二条の十三第四号関係）

⑤　深夜業の制限（則第三十二条の十三第五号関係）

⑥　育児のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の十三第六号関係）

⑦　育児休業に関する制度に準ずる措置又は陸上勤務の措置若しくは短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置（則第三十二条の十三第七号関係）

⑧　介護のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の十三第八号関係）

⑨　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置（則第三十二条の十三第九号関係）

（新設）

十の二　（略）

十一　法第二十五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項

法第二十五条の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する則第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　（略）

㈡　イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠①から⑧までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　制度等

①　育児休業（則第三十二条の四第一号関係）

②　介護休業（則第三十二条の四第二号関係）

③　子の看護等休暇（則第三十二条の四第三号関係）

④　介護休暇（則第三十二条の四第四号関係）

⑤　深夜業の制限（則第三十二条の四第五号関係）

⑥　育児のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の四第六号関係）

⑦　育児休業に関する制度に準ずる措置又は陸上勤務の措置若しくは短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置（則第三十二条の四第七号関係）

⑧　介護のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の四第八号関係）

（新設）